

# 倫 理 規 程

〔特定非営利活動法人キッズドア〕

〔東京都中央区新川 2-1-11 八重洲第一パークビル 7階〕

〔03-5244-9990〕





（総則）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人キッズドアのすべての理事及び職員が遵守すべき倫理規準について定める。

（適用）

第2条 この規程は、理事及び職員に適用する。

（基本的態度）

第3条 理事及び職員は、特定非営利活動法人キッズドアの理事及び職員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。信用を害する行為、不名誉となるような行為をしてはならない。

（守秘義務）

第4条 特定非営利活動法人キッズドアの理事及び職員は、開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、顧客情報を含む職務上知り得た情報その他特定非営利活動法人キッズドアに関する情報を機密として保護しなければならない。

（団体資産の保護と適切な利用）

第5条 特定非営利活動法人キッズドアの資産は適切な目的にのみ利用されなければならない。そして、理事及び職員は、特定非営利活動法人キッズドアの資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

（記録保持）

第6条 特定非営利活動法人キッズドアの理事及び職員は、社内規程に基づき、業務及び財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行ってはならない。

（子どもの教育及びその環境課題への取組）

第7条 特定非営利活動法人キッズドアは、子どもの教育及びその環境課題に対する責任を常に意識し積極的に取組むものとする。

（社会貢献）

第8条 特定非営利活動法人キッズドアは、企業市民の一員として、社会の様々な活動に積極的に参加し、貢献していくものとする。

（人権の尊重）

第9条 特定非営利活動法人キッズドアは、人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害、障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行わないものとする。

（職場環境）

第10条 特定非営利活動法人キッズドアは、平等な雇用機会を確保し、理事及び職員に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

（法令順守）

第11条 団体関係者が、法律違反や社会人として妥当性を欠く行動をとれば、法的制裁を受けるだけにとどまらず、社会的な批判にさらされ、長年培ってきた信用を一夜にして失うとともに、団体の存続を危うくする事態にもなりかねない。このような事態にならないよう、団体の理事から職員一人ひとりに至るまで遵法意識を持つと同時に、社会的良識を備えた社会人としての行動規範を確立し、遵守しなければならない。

2. 常に危機管理意識を持ち、反社会的勢力、団体につけ入る隙を与えないよう、実践の場では「3 ない」を基本原則とする。た、そのような勢力、団体とは毅然とした態度で対応することは、団体の倫理的使命であり、かつ団体活動の健全な発展のためには不可欠な条件であることを認識する必要がある。

（情報開示）

第12条 経営全般にわたり、社会が真に必要としている情報の適時・適切な開示、積極的な広報活動等を通じて、常に社会との相互のコミュニケーション活動を行うことが大切である。

2. 情報開示を通じて、寄付者、様々なステイクホルダーに対して特定非営利活動法人キッズドアの活動に対する理解の促進に努めなければならない。

（利益相反行為の禁止）

第13条 資金分配団体が実行団体を選定、監督にあたり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐために、理事会の承認をもって決定とする。

2. 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものとする。
3. 役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認し、迅速な発見及び是正を図ることとする。

（事情説明）

第14条 特定非営利活動法人キッズドアの役員及び従業員がこの規程に違反する行為を行った時は、または違反する行為を行っているという疑惑が発生した時は、倫理委員会は理事及び職員に対し、事情説明を求めることがある。

2. 倫理委員会から事情説明を求められた理事及び職員は、倫理委員会に対し事実を説明しなければならない。
3. 倫理委員会での調査の結果は、理事会に報告する。

（懲戒）

第15条 本規程に違反した職員は、倫理委員会からの報告を基に理事会で懲戒処分に付すると裁定された場合には、就業規則第9章、第10章の規定により処分する。

以上